別表

1 事 業 名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
1 争 未 石	2	3	4 補助利家経賃	3 補助学
(1) 介護のしごと 魅力アップ推進事業	ア 介護福祉士養成施設、社会福祉 士養成施設、精神保健福祉士養成 施設を設置する者 イ 市町村 ウ その他知事が適当と認める団体	1 施設(事業者) 2,000千円以内 ※実施要綱 2 (1)イ(ア)、(イ)のいずれかを実施する場合は、1,000千円以内。(ウ)は単独実施不可。	当該事酬共 (会 と を を を を を を を を を を を を を を を を を を	10/10以内
(2)キャリアパス支援等研修事業				
① キャリアパス 支援研修事業	ア 大護 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	1事業者(ユニット) 450千円以内 ただし、広域(複数の(総合)振興局管内)で実施する場合、市町村及び福祉・ 介護に係る事業者団体及び職能団体が実施する場合は、広域で実施するものと また、全道域を対象としてオンラインで実施する場合は、広域で実施するものと みなし、750千円以内。	経員、費、経製務告)び 経員、費、経製務告)び 経員、費、経製務告)び 経員、費、経製務告)び 経員、費、経製務告)び	10/10以内

1 事 業 名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
② 実務者研修等 支援事業	ア 福祉・介護サービス事業者 イ その他知事が適当と認める団体	1事業者 570千円以内	当該事業に必要な経 費(報酬、給料、職員 手当、共済費、賃金、 役務費(手数料)、委 託料)	10/10以内
(3) 介護技能習得支援事 業	介護職員初任者研修及び生活援助 従事者研修指定事業者(一般受講者 の受入を行っている事業者に限る。)	1人当たり受講料の1/2以内 (上限額45千円)	受講料の減免に要し た経費(受講料の減免 額)	10/10以内
(4) 介護事業所内保育所 運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び 市町村(一部事務組合を含む、 道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設。	補助基準額は、種別ごとに次のとおり算定した額とする。 保育士等数(a)×単価(b)×運営月数(c) - 保育料収入相当額(d) 種別保育士等数 単価 b 運営月数 c 保育料収入相当額(d) 和型特例 1人 288,000円以内 1,556,400円以内 1,155,600円以内 1,155,600円以内 2,536,800円以内 2,800,000円以内 4,497,600円以内 5,184,000円以内 5,184,000円以内 5,184,000円以内 1人 4 型 4人 24,000円 12月以内 24,000円 12月以内 B 型 10人 24,000円 12月以内 12月以内 B 型 10人 24,000円 12月以内 5 を 3 こと。 ※各種別の適用には、保育児童数 保育士等数 保育時間 すことが必要。 種別保育児童数保育士等数保育時間 4人 24,000円 12月以内 10月以上 10月以	保育士等職員の配置に必要な経費(人件費))	2/3以内

1 事 業 名	2 補助事業者	3 補助基準額			4 補助対象経費	5 補助率
(5)介護助手普及促進事業	ア 介護サービス事業所 イ 介護サービス事業所で構成 される団体及び市町村 ウ その他知事が適当と認める 団体	1団体 300千円以内 ※実施要綱 2 (12)イ(ウ)を実施しない場合は、200千円以内。			当該事業に必料、 (会費主報 (会費主報 (会費主報) 会費 (会修運) 会別 (会談)	10/10以内
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人(法人本部が第 がの場合であっても、施設等が 道内にある場合は対象とする)	補助基準額は次のとおりとする。			道内の介護福祉士養成 施設及び介護福祉士養	1/3以内
			補助対象経費	基準額 (留学生一人当たり)	成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍している留学生の場合を等に要した経費	
		日本語学校	学費	年額 600 千以內		
			居住費などの生活費	年額 360 千以內		
		介護福祉士	学費	年額 600 千円以内		
		養成施設	入学準備金	200 千円以内 (1回限り)		
			就職準備金	200 千円以内 (1回限り)		
			国家試験受験対策費用	年額 40 千円		
			居住費などの生活費	年額 360 千円以内		
			1			